

広島県告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町永野字市場二五二六の一、五七六六、字神竜三一六五、三一七六、五〇五九、五〇六〇の一、五〇七六の一、五〇七六の二、字北前三四七四、三四七五、五二六九、五七三二の一、五七三二の二、五七三四の一、五七三四の二、五七三五、五七四一、五七四三の一から五七四三の三まで、字双子城五〇六二の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)